

国土地理院発注者綱紀保持規程

(制定)	平成20年	3月13日	国地達第7号
(改正)	平成20年	12月1日	国地達第29号
(改正)	平成21年	2月10日	国地達第3号
(改正)	平成22年	4月12日	国地達第12号
(改正)	平成24年	4月6日	国地達第12号
(改正)	平成25年	3月28日	国地達第6号
(改正)	平成27年	4月10日	国地達第8号

(目的)

第1条 この規程は、国土地理院における測量作業等の発注事務に関し、発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、測量作業等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって測量作業等の発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「測量作業等」とは、国土地理院が発注する測量、役務、物品等をいう。

2 この規程において「発注事務」とは、測量作業等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、作業の監督及び検査並びに契約の履行状況の確認及び評価その他の事務をいう。

3 この規程において「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。

4 この規程において「事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 事業者（法人、共同企業体、組合、コンソーシアムその他の団体及び事業を行う個人をいう。）

二 事業者団体その他の国土交通省所管の特例民法法人

5 前項に規定する事業者等には、その役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準ずる者を含むものとし、国土交通省の職員であった者（旧北海道開発庁、旧国土庁、旧運輸省及び旧建設省の職員であった者を含む。）にあっては、事業者等における役職の有無及び職名の如何を問わないものとする。

6 この規程において「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる事業者等又は国土地理院以外の職員（本省の職員、地方整備局の職員、他府省の職員等をいう。）からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。

一 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

二 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

三 非公表又は公表前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為

四 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

五 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(発注担当職員及び職員の責務)

第3条 発注担当職員及び職員は、測量作業等の多くが国土の管理や国民生活の基盤となる社会資本の整備に資するものであることを自覚するとともに、発注事務に関して国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公

共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る関係法令を遵守しなければならない。かつ、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為をしてはならない。

- 3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、常に公正な職務の執行に留意するとともに、透明性の確保に資するよう、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれを処理しなければならない。
- 4 職員は、発注担当職員に対して、前三項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。

（秘密の保持）

第4条 発注担当職員は、落札前において、予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該発注事務に係る発注担当職員（当該秘密を知るべき者に限る。）でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

- 2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等（本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業者等との応接方法）

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

- 2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るものとする。

（報告等）

第6条 職員は、発注事務に関し、この規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者（第9条第1項に規定する発注者綱紀保持担当者をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、別記様式1の報告書により行うものとする。
- 3 発注者綱紀保持担当者は、第1項の規定による報告を受けたときは、発注者綱紀保持担当者に報告を行った職員（以下「報告職員」という。）に対し、当該報告を受け取った旨を書面で通知するものとする。ただし、当該報告が、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によって行われたと認められる場合は、この限りでない。
- 4 発注者綱紀保持担当者は、前項ただし書に規定する場合を除き、第1項の規定により受けた報告を整理し、国土地理院長（以下「院長」という。）に報告するものとする。
- 5 院長は、前項の規定による報告について、コンプライアンス推進本部（国土地理院コンプライアンス推進本部規則（平成25年国地達第5号）に基づく推進本部をいう。以下「推進本部」という。）に報告するものとする。
- 6 院長は、第4項の規定による報告について、事実を確認するため必要な調査を行うものとする。この場合において、院長は、報告職員の氏名等（当該報告職員を特定し得る情報をいう。以下同じ。）が明らかにならないよう配慮するものとする。
- 7 院長は、前項の規定により調査を行った結果、当該調査結果を推進本部及びコンプラ

イアンス・アドバイザー委員会（国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会規則（平成25年国地達第7号）に基づく委員会をいう。以下「委員会」という。）に報告し、報告職員から報告のあった内容に関し、この規程の規定に抵触する事実があると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果の概要及び措置の内容について公表するものとする。

- 8 院長は、前項に規定する調査の結果の概要及び措置の内容を、発注者綱紀保持担当者に通知するものとする。
- 9 発注者綱紀保持担当者は、前項の規定により通知を受けたときは、同項の調査の結果の概要及び措置の内容を報告職員に書面で通知するものとする。

（外部窓口を経由した報告）

- 第7条 職員は、前条第1項に規定する報告を、発注者綱紀保持担当弁護士（第11条に規定する弁護士をいう。以下同じ。）を経由して行うことができる。
- 2 前項の規定による報告は、別記様式1の報告書により行うものとする。
 - 3 第1項の規定により、前項に規定する報告書が発注者綱紀保持担当弁護士に提出されたときは、その報告書については、発注者綱紀保持担当弁護士によって、職員の所属及び氏名その他の事項が記載されていること並びにその提出者が国土地理院の職員であることの確認が行われ、かつ、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置が講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付されるものとする。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置は、これを講じることを要しない。
 - 4 第1項の規定により行われた報告については、前条第3項及び第9項の規定による報告職員への通知は、発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行うものとする。
 - 5 院長及び報告職員は、第1項の規定により行われた報告に関し、前条第6項の規定により院長が行う調査の過程において相互に連絡等の必要が生じた場合には、発注者綱紀保持担当弁護士に対し、相互の連絡等について依頼を行うものとする。

（報告を行う職員の責務）

- 第8条 職員は、第6条第1項の規定による報告（前条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して行う報告を含む。次項及び第10条第1項において同じ。）を行うに当たっては、客観的な事実に基づき誠実にこれを行うよう努めなければならない。
- 2 職員は、第6条第1項の規定による報告を行うに当たっては、故意に虚偽の報告をするなど他人に損害を加える目的その他の不正の目的でこれをしてはならない。
 - 3 職員が前項の規定に違反した場合においては、第10条の規定は適用しない。

（発注者綱紀保持担当者）

- 第9条 発注者綱紀保持を図るため、本院に発注者綱紀保持担当者を置く。
- 2 発注者綱紀保持担当者は、適正業務管理官をもって充てる。

（報告を行った職員の保護）

- 第10条 正当に第6条第1項の規定による報告を行った職員は、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けない。
- 2 職員は、第7条第1項の規定により発注者綱紀保持担当弁護士を経由して正当な報告を行った職員が、その氏名等が明らかになることを望まないときは、その氏名等を調査してはならない。

（発注者綱紀保持担当弁護士）

- 第11条 院長は、職員が、発注者綱紀保持担当者その他の職員に自らの氏名等が明らかにされることなく第6条第1項の規定による報告をすることができるよう、職員以外の

弁護士に、次に掲げる業務を委嘱するものとする。

- 一 第7条第1項に規定する報告を受け付け、これを発注者綱紀保持担当者に回付すること
- 二 第7条第3項に規定する確認、報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置及び発注者綱紀保持担当者への報告書の回付を行うこと。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないときは、当該報告職員の氏名等が明らかにならないようにするための措置を除く。
- 三 第7条第4項に規定する報告職員への通知を、報告職員に回付すること
- 四 第7条第5項に規定する院長と報告職員との間の必要な連絡等を行うこと

(不当な働きかけに対する対応)

- 第12条 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。
- 2 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに所属長を経由し、所属部長等（本院にあっては部長又はセンター長、地方測量部にあっては部長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、その後の対応について指示を受けるものとする。
 - 3 前項の報告を受けた所属部長等は、不当な働きかけがあったと認めるときは、同項の職員に当該不当な働きかけの概要について別記様式2による報告書を提出させるものとする。
 - 4 職員は、前項に規定する報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記載しなければならない。
 - 5 第3項の規定により報告書の提出を受けた所属部長等は、発注者綱紀保持担当者を経由して、院長に報告するものとする。
 - 6 院長は、前項の規定による報告について、推進本部及び委員会に報告するものとする。
 - 7 院長は、第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

(執務環境の整備等)

- 第13条 院長は、測量作業等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室（第2号において「担当課室」という。）の執務室（第1号において単に「執務室」という。）について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。
- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること
 - 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること

(発注者綱紀保持マニュアルの作成)

- 第14条 院長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、発注者綱紀保持マニュアル（次項及び第3項において単に「マニュアル」という。）を作成する。
- 2 マニュアルにおいては、この規程の運用の方法、具体的な事例等を定める。
 - 3 院長は、マニュアルを作成し、又はこれを改正しようとするときは、あらかじめ推進本部及び委員会の意見を聴かなければならない。

(研修、講習等)

- 第15条 院長は、職員に対し、発注事務の的確な遂行に関する理解を深め、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等

を行う。

2 院長は、前項に規定する研修又は講習の方針を定めるに当たっては、あらかじめ推進本部及び委員会の意見を聴かなければならない。

(発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

第16条 院長は、測量作業等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策を有資格業者に周知するものとする。

2 院長は、前項の規定による周知の方策について、あらかじめ推進本部及び委員会の意見を聴かなければならない。

(規程の改正)

第17条 院長は、この規程を改正しようとするときは、改正の内容が軽微な場合を除き、あらかじめ推進本部及び委員会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この達は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この達は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月10日から施行する。

別記様式1

報 告 書

平成 年 月 日

発注者綱紀保持担当者 殿

報告職員 住所
自宅電話（又は携帯電話）番号
所属
氏名

国土地理院発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実について（確認した・通報を受けた）ので、同規程第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
2 方法 (通報を受けた場合)	来所・郵送・電話・電子メール、その他 ()
3. 通報者 (通報を受けた場合)	住所 職業 氏名
4 規程に抵触すると思料する事実の概要	
5 備考	(関係資料があれば添付してください)

(備考)

- 1 複数の者が同時に確認し、又は通報を同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。
- 2 発注者綱紀保持担当者へ直接報告する場合は、住所及び自宅電話（又は携帯電話）番号の記載は不要とする。
- 3 外部窓口を経由した報告の場合には、報告職員の氏名等が明らかにならないよう必要な措置を講じられた上で、発注者綱紀保持担当者に回付される。ただし、報告職員がその氏名等を発注者綱紀保持担当者に報告されないことを希望しないとき（氏名等を明らかにする場合）は、その旨を備考欄に記入すること。

別記様式2

平成 年 月 日

不当な働きかけに関する報告書

国土地理院長 殿
(発注者綱紀保持担当者 経由)

所属部長等役職氏名 ○○ ○○

不当な働きかけに関して、国土地理院発注者綱紀保持規程第12条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
2 場所	
3 方法	面談、電話、電子メール、文書、その他 ()
4 不当な働きかけを行った事業者等の名称	
5 不当な働きかけの概要	
6 対応状況	
7 備考	平成 年 月 日 所属部長等に報告
所属部長等 ○○○○ 殿	
国土地理院発注者綱紀保持規程第12条第3項の規定に基づき、以上のとおり報告します。	
報告者名 所 属 氏 名	

(備考) 複数の者が不当な働きかけを同時に受けた場合等については、その旨を記載すること。